

新型コロナウイルス対応ガイドライン

HS コーポレーション 第2版

作成者	株式会社HS コーポレーション
作成日	2020年4月1日
最終更新日	2020年7月23日

目次

新型コロナウイルス対応ガイドライン.....	1
目次.....	2
ガイドライン 第2版を改訂.....	3
コロナウイルスとは.....	4
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要（簡易）.....	4
感染経路.....	4
患者様への注意喚起.....	5
ホームページ・SNS等.....	5
院内掲示・院内検温のお願い.....	5
院内環境における対応.....	6
院内衛生確保・感染防止対処.....	6
社員の健康管理.....	7
一日の流れ.....	7
感染情報連絡網.....	7
感染者情報に接した場合の対処.....	8
通院患者様が感染していた場合.....	8
社員が感染した場合.....	9
社員の同居・家族が感染した場合.....	9
相談窓口.....	10
埼玉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（大宮院）.....	10
千葉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（行徳院・分院・妙典院・京成大久院）.....	10
東京都 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（23区該当院）.....	11

ガイドライン 第2版を改訂

私たち業界は、緊急事態宣言中も休業要請機関には当たらず、弊社に於いても多くの患者様が通院されました。それでも社員の皆様の根気強いガイドラインの厳守のおかげもあり、ここまで感染者を出さずに診療を続けていくことができいております。

しかし、東京都の新規感染者は5月25日の緊急事態宣言の全面解除後、徐々に増えてきて、同日の感染者は8人でしたが、7月中旬から200人を超える数になってきており、第2波の入口に入っていると感じています。

若者が運ぶ第2波ともいわれているなか、弊社の社員にも不要不急の外出の自粛、夏の帰省の自粛、また実家からご両親に来てもらう、なども自粛をお願いしました。

コロナ感染拡大に対する一番大切な対策は「正しい理解をする」ということだと私は考えています。

コロナ感染のほとんどが飛沫感染、接触感染です。

しっかりとマスクを着用して、手指の消毒を行い、うがい等を行い、施術ベット、受付回りなど接触場所の消毒、トイレ1日2回の清掃、消毒などしっかりと行っていきます。

弊社社員には、医療従事者の自覚を促し。

患者様が安心して来院していただけるような万全の体制作りを行っていきます。

上記のことから、ガイドライン第2版を改定させていただきました。

患者様と社員の健康を守るためにも、適切な感染対策を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

株式会社 HS コーポレーション
代表取締役 星野 修

コロナウイルスとは

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の概要（簡易）

「新型コロナウイルス（COVID-19）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。

コロナウイルスは自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。

感染経路

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するのかについては、現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

（1）飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出され、別の人があるウイルスを口や鼻から吸い込み感染します。

※主な感染場所：学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所

（2）接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れてウイルスが付き、別の人がある物に触ってウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します。

※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残しやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

※サラヤ株式会社 HP 参考

要するにウイルスが、口や鼻・目など、顔の粘膜につかなければかかるとは無いのです。

つまり、誰が持っていて、どこを触って、飛沫がどうやって飛んでくるか？をどう防げばいいのか、です。

これを理解していれば新型コロナウイルスは日常生活の中では、空気中を浮遊してはいませんので、必要以上に心配する必要はありません。

正しい理解を持ってガイドラインを活用ください。

患者様への注意喚起

ホームページ・SNS等

来院時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛をHPやラインアット、タイムライン、SNS、または院内掲示で患者様へ呼びかけ、実行の徹底を強く求める。

感染拡散防止のため以下の点を厳守の上ご来院頂きますようお願い申し上げます。

以下に該当する点がある患者様の来院は断りさせていただいております。

- ※風邪の症状（発熱 37.5 度以上・くしゃみや咳・のどの痛み）がある方。
 - ※体のだるさや息苦しさがある方。
 - ※呼吸器疾患、胸部不快感のある方。
 - ※流行地域・場所への渡航歴・滞在歴のある方。
 - ※同居家族や身近な知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる方がいる方。
- 何卒宜しくようお願い申し上げます。

ホームページでは下記バナーから感染対策のガイドラインが閲覧できるようになっております

↓↓↓

当社の新型コロナウイルス対応ガイドラインについて
クリックすると詳細PDFが閲覧できます

院内掲示・POP・ブラックボード事例集（新型コロナウイルス対策）

補足

二次感染を防ぐため、風症状がないか？家族や自分がここ最近夜の繁華街など感染の恐れのある場所に行っていないか？ご確認の上お越しく下さい。

院内掲示・院内検温のお願い

感染症に関する国の緊急事態宣言、または注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスク、飛沫防止メガネを着用することの告知 ※緊急事態宣言解除後は飛沫防止メガネを外しています

患者様には、施術を受ける前の検温のお願い。

患者様にマスク着用をお願い。

院内環境における対応

院内衛生確保・感染防止対策

院の入口・待合

入口への手指消毒剤配置と消毒※1・患者様自身のマスク着用の徹底※2

入室前の患者様の検温（37・5° 以上はお断りいただく）

自動ドアのスイッチ・待合椅子・スリッパ・受付の消毒、紙コップのこまめな廃棄

院内雑誌の撤去

※1 推奨薬剤（エタノール・次亜塩素水）※2 マスクは各院に在庫を置く

バックヤード・トイレ

午前午後の診療前の清掃・除菌の通常以上の徹底。

洗面所の水道、トイレ、出入口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施及び実施済み管理簿の設置（最低推奨回数：2時間に1回）

施術スペース・ベッド等

入り口ともう一か所の窓を開放し、扇風機にて換気を行う

施術ベッドはその都度消毒する、特に顔枕周辺は重点的に行う。施術ベッドに使用するタオル等は施術毎に都度交換する（かけるタオルは毎回アルコールスプレーをし、敷くタオルは使わない）。ベッド間のカーテンは固定して閉めておく。

超音波やエコーのプローブ、吸玉など直接患者様の皮膚に触れる施術機材はその都度消毒をする。

※各自アルコールのスプレーを携帯する

患者様対応時

来院者には体調について「のどの痛みはないか？・咳や鼻水が出る・においがしないもしくは味がしない・熱がある・だるい・呼吸に違和感がないか？」のおたずねをする※一覽をラミネートして置いておく

来院時早期に体温測定を行い、1回目の測定で37,5℃以上を検出した場合、続けて合計で3回測定を行うようにし、3回中2回以上37,3℃以上が計測された場合、その日の治療をお断りし、自宅安静を促す。

上記の患者様には自宅での接触体温計による体温測定を要請し、翌日以降に電話にて、その後の経過を伺うこととし、37,5℃以上を検出した場合、検温した社員は、早急に手洗いうがい・顔洗い・マスクの交換・手指と検温器のアルコール消毒を可及的速やかに行う。

また、咳き込むなど明らかな体調不良がみられる場合は熱の有無に関わらずお断りさせていただく。

その他

術者は全員マスクと飛沫防止メガネの施術中の着用を義務付ける※緊急事態宣言解除後は飛沫防止メガネを外しています
患者様には必ずマスク着用をお願いします。

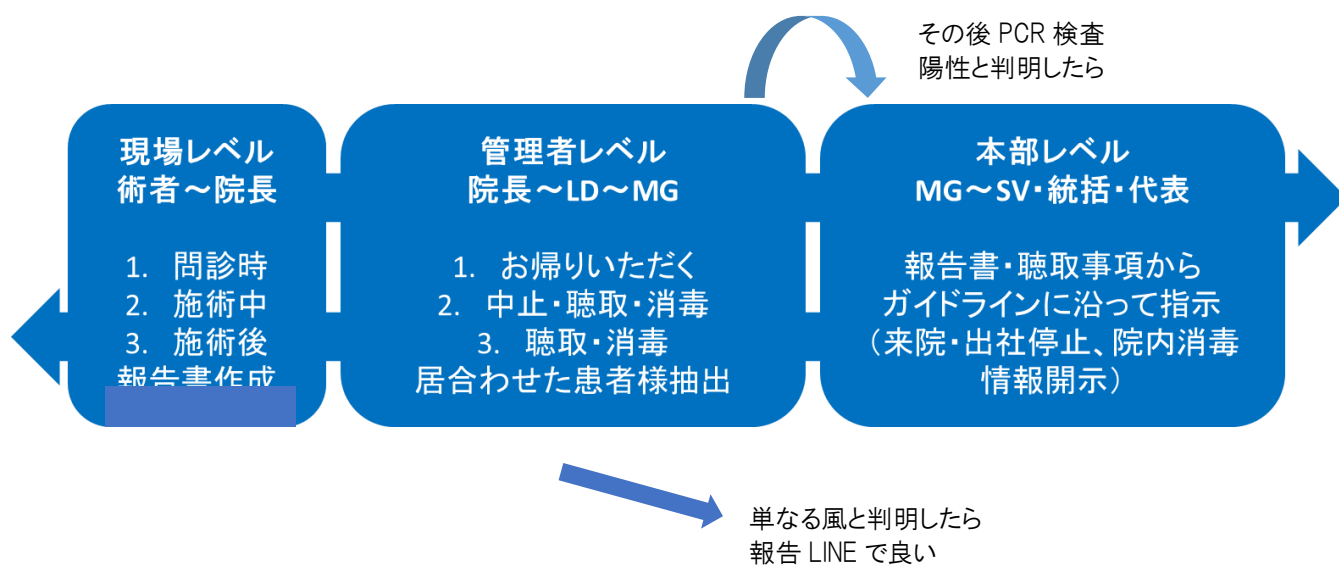
社員の健康管理

一日の流れ

- ① 社員全員の体温チェックを徹底、37.5 度以上は即出勤停止とする。
- ② 出勤停止の場合は本部へ連絡（LD→MG→各事業部長→統括→代表）
- ③ 朝の準備の段階からマスクの着用を徹底し、診療時間中は厳守する。
- ④ 施術した患者様ごとに毎回の手指アルコール消毒。
- ⑤ 食事、休憩時間の濃厚接触の回避（食事中はなるべく他者と話さない・終了したらすぐにマスクを着用しソーシャルディスタンスをとって、コミュニケーションをとってください）

※二次感染が拡大していることから朝礼での挨拶訓練、理念の唱和は再度中止とする。

感染情報連絡網



感染者情報に接した場合の対処

通院患者様が感染していた場合

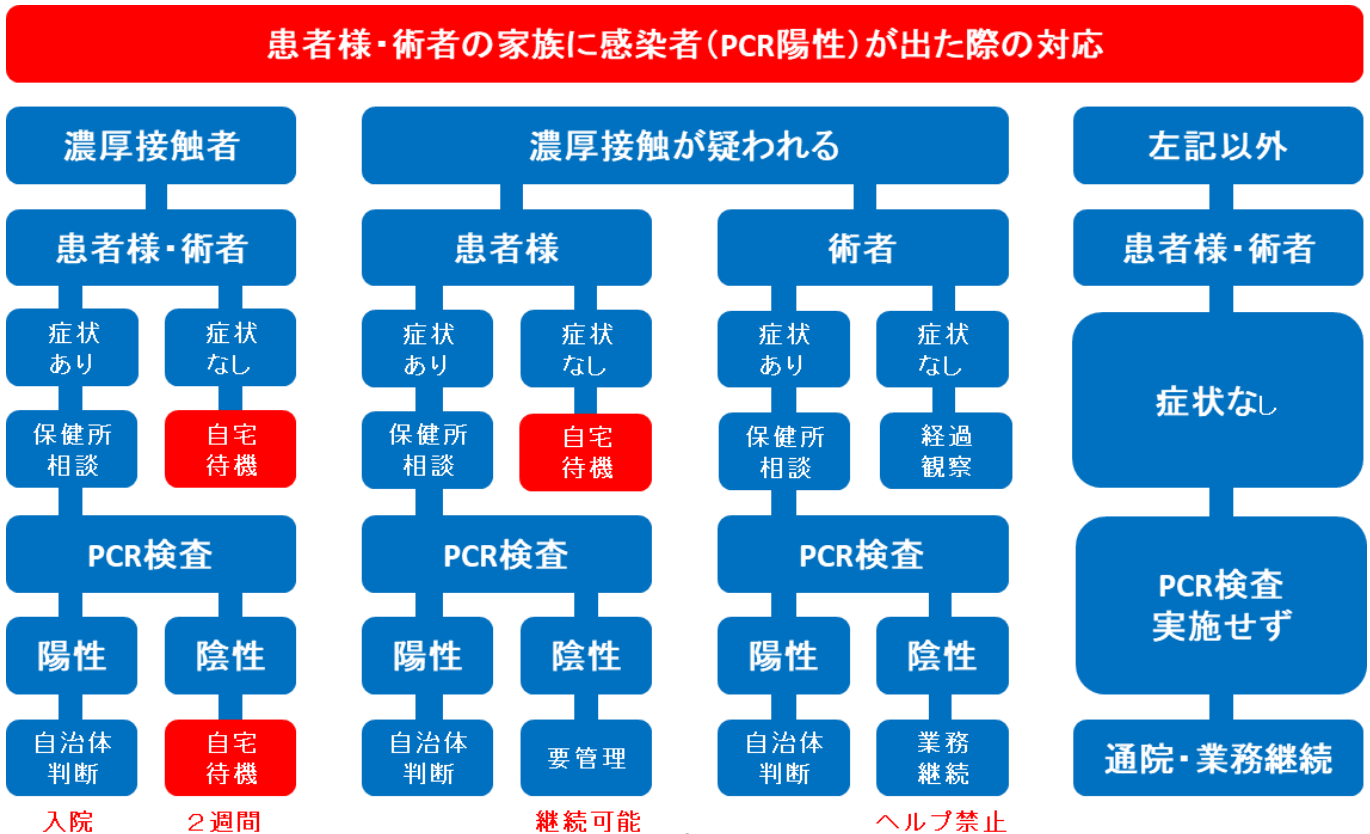
患者様に発熱などの症状がありご帰宅・またはキャンセルされた方が、その後の PCR 検査でコロナウィルス陽性と判断された。

- ① 先ず、即時に本部へ連絡（LD→MG→事業部長→統括・代表）※①感染者情報報告書の提出
本部から指示を出し、当該院から保健所へ通告。（求められる情報を速やかに開示）
※下記の緊急時の各保健所・相談センター参照
来店者情報の摘出。
※特に感染者の入店時から退店の一時間後くらいまでに来院されていた患者様のリストアップ
- ② 保健所の指示に従った上で早い段階で、必要となれば休診決定し、関係者へ周知を図る。
予約患者様へ電話・LINE などを活用する。
- ③ 休業期間については、所轄保健所により指揮の有無が異なるのが現状、意志疎通に留意する。
- ④ 院の汚染が発生すると専門業者による店舗消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておく。

! こうならないために最善を尽くすことが大切

患者様の同居人が感染していた場合

フローチャート



社員が感染した場合

社員側の対応

以下の(1)(2)の症状が継続している場合は感染の疑いがあります。会社に報告をしましょう。

- (1) 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
- (2) 咳・鼻水・鼻づまり・味覚障害・だるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

その後、連携を図りながら PCR 検査・その他のプロセスは相談センター、医師、保健所の指示に従う。

会社側の対応

陽性者が出た時点で対策本部を設置する

社員からの報告

現在の状況や行動歴(仕事とプライベート)を確認したうえで、社内のフローチャート順に対応します。

所轄の保健所で相談をしてもらうよう従業員に伝えます。(下記参照)

その後の対応は、相談センター、かかった医師、保健所からの指示に従いましょう。

出社については P7 のフローチャートに従う。

その他

濃厚接触者の判定のため、保健所の調査が入るようです。その場合感染者の行動内容を本人も会社側も整理します。シフトによる接触者の抽出、カルテによる施術患者の抽出など、保健所に提出の場合、個人情報にかかわることも出てくるので、本人への連絡も責任者は行う(責任者が感染者の場合リーダーもしくはマネージャー)。会社は、症状が出始めた日以降の行動を全て把握することが必要です。

社員の同居・家族が感染した場合

社員側の対応

社員の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、即刻出社停止とし他のスタッフとの接触について正確な実態把握を実施(フローチャート参照)社員は会社に下記を報告しましょう。

1. 濃厚接触者と判定されたか、されなかったか。
2. その他、相談センター、医師、保健所から伝えられた内容。

濃厚接触者の定義：マスクの有無に関わらず 1m 程度の距離で 15 分以上接触したもの※北海道の保健所における最新定義より

会社側の対応

上記の内容の報告を求めましょう。

症状が出ていない場合でも、出社停止を指示することがある。※基本は P7 のフローチャートに準じます。

相談窓口

埼玉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（大宮院）

お問い合わせ〔一般の相談〕

埼玉県 保健医療部 保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
郵便番号 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 衛生会館 2 階
電話：[048-830-3557](tel:048-830-3557) ファックス：048-830-4808

さいたま市

一般的なお問い合わせなどの相談窓口：お住まいの区役所保健センターに御相談下さい。

○相談窓口（平日昼間 8:30～17:15）

・大宮区保健センター TEL[048-646-3100](tel:048-646-3100) FAX 048-646-3169

帰国者・接触者相談センター〔疑いの相談〕

(1) 平日昼間（8時30分～17時15分）

市設置の保健所等

名称 電話番号 FAX 番号

さいたま市

・大宮区保健センター TEL[048-646-3100](tel:048-646-3100) FAX 048-646-3169

(2) 土曜・日曜休日昼間（8時30分～17時15分）

保健医療政策課 感染症・新型インフルエンザ対策担当 [048-830-3557](tel:048-830-3557)

(3) 夜間（17時15分～8時30分）

埼玉県救急電話相談 #7119 ※ #7119 は、新型コロナウイルス感染症に限定した窓口ではありません。
「帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安」に該当しない場合でも、24時間365日相談は可能です。

千葉県 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（行徳院・分院・妙典院・京成大久院）

1. 電話相談窓口(コールセンター)〔一般の相談〕

(電話番号) [043-223-2640](tel:043-223-2640)

(対応時間) 午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日を含む）

(対応内容) 新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出た時の対応など

2. 帰国者・接触者相談センター〔疑いの相談〕

発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかの対応等について相談していただくための相談窓口です。

相談いただく目安は、上記の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をご参照ください。

(1) 平日／健康福祉センター(保健所)の帰国者・接触者相談センター

健康福祉センター(保健所)の帰国者・接触者センターの受付時間は、平日、午前9時から午後5時までです。

電話相談窓口一覧／名称／電話番号

習志野健康福祉センター（習志野保健所）[047-475-5154](tel:047-475-5154)

市川健康福祉センター（市川保健所）[047-377-1103](tel:047-377-1103)

(2) 土曜日、日曜日、祝日／電話相談受付(県庁)

電話相談受付(県庁)の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日の午前9時から午後5時までです。（電話番号）

[043-223-2989](tel:043-223-2989)

(3) 平日、土曜日、日曜日、祝日の時間外(午後5時から午前9時まで)／受付

上記(1)の各健康福祉センター(保健所)の電話番号におかけください。コールセンター対応等となります。

東京都 新型コロナウイルスに関する電話相談窓口（23区該当院）

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口〔一般の相談〕

（電話番号）[03-5320-4509](tel:03-5320-4509)

（対応時間）9時から21時まで（土、日、休日を含む）

（対応内容）感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する相談

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談〔疑いの相談〕

荒川区 荒川区保健所 [03-3802-4243](tel:03-3802-4243) 平日 8:30-17:15

江戸川区 江戸川保健所 [03-5661-1124](tel:03-5661-1124) 平日 9:00-17:00

大田区 大田区保健所 [03-5744-1360](tel:03-5744-1360) 平日 8:30-17:15

葛飾区 葛飾区保健所 [03-3602-1376](tel:03-3602-1376) 平日 8:30-17:15

江東区 江東区保健所 [03-3647-5879](tel:03-3647-5879) 平日 8:30-17:15

品川区 品川区保健所 [03-5742-9105](tel:03-5742-9105) 平日 9:00-17:00

墨田区 墨田区保健所 [03-5608-1443](tel:03-5608-1443) 平日 9:00-17:00

豊島区 池袋保健所 [03-3987-4179](tel:03-3987-4179) 平日 9:00-17:00

感 染 者 情 報 報 告 書

令和 年 月 日

報 告 者

発病院		院長		上長	
-----	--	----	--	----	--

患 者 情 報

来院	年 月 日	患者		男女 (才)	感染情報	本人 家族
----	-------	----	--	---------	------	-------

感 染 情 報

通 院 履 歴

来院日	治療内容	VM担当者	その他接触術者
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

接 触 が 考 え ら れ る 患 者

今 後 の 対 策